

# 誰もが加害者にならないために

もしもあなたが注意されたら

なぜ悪意に受け取られたか一緒に考えましょう

害を与えるつもりのない気軽な気持ちからの言動が、相手にとっては耐えられない苦痛となっていることがあります。

親しみを込めたり、褒めたりしているつもりでも、相手が不快に感じればハラスメントです。相手がどのように受け取るかは、相手の考え方や価値観、普段の人間関係やその場の状況によって変化します。

大学は多様な背景を持つ人たちが構成されています。感じ方や、考え方、価値観などは人によってかなり異なることを念頭に置きましょう。

性に関する言動の受け止め方も、性別や個人によってさまざまです。相手の立場に立って気持ちを思いやるのが大切です。

相手はいつも明確な意思表示ができるとは限りません。「嫌がっていない!」などと自分勝手に思い込むことは禁物です。拒否の言動がないことを同意や合意と勘違いしないことが大切です。

相手の気持ちを押し量る想像力と自らの言動を客観的に顧みる謙虚さを持つようにしましょう。自分では悪意がなくても、相手が嫌がっていると気づいたらすぐにやめ、繰り返したり、押しついたりしないことです。

たとえ、上司・部下、教員・学生の間柄であっても、人格的には対等です。同じように基本的人権が保証され尊重されるべき存在です。

考え方や価値観が異なっても、また地位や立場が違っていても日頃からお互いに思いやり、尊重しあっている、理解と信頼にもとづく望ましい人間関係を築くことができます。多少不用意な言動があってもトラブルに発展することは避けられるでしょう。

明治国際医療大学では

教職員・学生のみinnでハラスメントの発生を未然に防止し、その被害が生じないようにします。

ハラスメントの防止対策に努め、ハラスメントのない良好で快適な就業・修学の環境を形成し、維持することを目指します。

一人ひとりがハラスメントについて正しく理解し、意識を高め、お互いの人格・人権を尊重します。そして、傍観者ではなく抑止の力になることを目指します。

安心してご相談ください

相談員には、相談者や関係者のプライバシーを保護し、個人の情報について秘密を厳守する義務があります。

相談者の了解を得ずに、ご相談いただいた内容が外部に漏れることはありません。

ハラスメントではないかと感じたら、ひとりで悩まずご相談ください。

相談員に連絡する勇気が解決への第一歩です。

明治国際医療大学ハラスメント相談窓口

規程・ガイドライン、相談員一覧(連絡先)を下記に掲出しています。

〈掲出場所〉

学 生

学修支援システム  
(アクティブポータル)  
WEBフォルダ内

教職員

グループウェア内

明治国際医療大学ハラスメント防止対策委員会

0771-72-1181 (代表) 〒629-0392 京都府南丹市日吉町

[http://www.meiji-u.ac.jp/campuslife/life\\_support/](http://www.meiji-u.ac.jp/campuslife/life_support/)

ハラスメントの  
防止と対策に向けて

# ハラスメントとは…

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不快感や不利益を与え、人権を侵害することをいい、次のようなものがあります。



## セクシュアル・ハラスメント

相手が不快に思い、自身の尊厳を傷つけられたと感じる性的な言動、あるいは、性差別的な意識に基づく言動

### たとえば

- 身体的特徴、服装、化粧などについてからかったり嫌味を言う。
- 身体に不必要に接触する。
- 聞くに堪えない卑猥な冗談を言う。
- 「男のくせに」「女のくせに」など根拠のない性差別発言をする。

## アカデミック・ハラスメント

大学などの教育・研究の場において、指導・教育または研究上の地位を不当に利用して、嫌がらせや研究妨害、昇任差別をするなど人格を傷付ける行為

### たとえば

- 教育上必要な指導をしない。
- 学生の個人的生活やプライバシーに過度に介入する。
- 常識的に考えて達成不可能な課題を強要する。
- 不当に単位を与えない。
- 必要のない深夜の指導、徹夜実験・休日実験を強要する。

## パワーハラスメント

組織上の地位や人間関係など組織内の優位性を背景に、適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為

### たとえば

- 人前で些細なミスもしつこく叱責、問い詰める。
- 私的な用事を強要する。
- 仕事に必要な情報を与えない。無視をする。
- 実現不可能な仕事を押し付ける。

## その他のハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、モラル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、ソーシャルメディア・ハラスメントなど

### たとえば

- 妊娠や出産、育児、介護を理由に退職を促す発言をする。
- 言葉や態度による見えない暴力によって相手を支配し精神的に追い詰める。
- 上司等を陥れるために示し合わせて仕事をしない。
- お酒が飲めない人、弱い人にお酒を強要する。
- 相手の同意を得ずにインターネット上に写真や居場所を公開する。

### もしもあなたが被害を受けたら

- 具体的な記録を残す
- 信頼できる人に相談する
- 相手に意思表示する
- 相談員に相談する

### もしもあなたが目撃したら

- 注意する勇気を持つ
- 相談窓口を勧める

## 相談・問題解決までの流れ



## ハラスメント相談員との面談

各部署に配置された相談員があなたの相談を受けます。

- ① 相談内容を詳しく丁寧に聞きます。
- ② あなたの意向を尊重します。
- ③ 問題解決の方法と一緒に考えます。
- ④ 緊急な措置や対応策が必要な場合は、ハラスメント防止対策委員会に報告します。

## ハラスメント防止対策委員会

- ① 問題解決に向けて慎重に協議します
- ② 緊急措置や対応策を学長に具申します。
- ③ 必要に応じて「調査・調整小委員会」を設置します。



# ハラスメントは身近な問題です！

※相談のフロー図は、簡略版です。  
詳細は、「明治国際医療大学ハラスメント防止対策ガイドライン」をご参照ください。